

○静岡市図書館条例

平成15年4月1日

条例第273号

(設置)

第1条 静岡市は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立中央図書館	静岡市葵区大岩本町29番1号
静岡市立御幸町図書館	静岡市葵区御幸町3番地の21
静岡市立藁科図書館	静岡市葵区羽鳥本町5番9号
静岡市立西奈図書館	静岡市葵区瀬名二丁目32番43号
静岡市立北部図書館	静岡市葵区与一六丁目17番10号
静岡市立南部図書館	静岡市駿河区南八幡町3番1号
静岡市立長田図書館	静岡市駿河区上川原13番1号
静岡市立清水中央図書館	静岡市清水区入江岡町15番23号
静岡市立清水興津図書館	静岡市清水区興津本町829番地
静岡市立蒲原図書館	静岡市清水区蒲原新田一丁目22番22号

2 静岡市立中央図書館に法第3条第5号に規定する分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立中央図書館麻機分館	静岡市葵区有永町2番43号
静岡市立中央図書館美和分館	静岡市葵区安倍口団地5番1号

(事業)

第3条 前条第1項及び第2項の表に掲げる図書館(以下「市立図書館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第3条に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要があると認める事項

(開館時間)

第4条 市立図書館の開館時間は、午前9時30分から午後7時(静岡市立御幸町図書館にあっては午後8時、静岡市立中央図書館麻機分館及び静岡市立中央図書館美和分館にあっては午後5時)までとする。ただし、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日は、午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 市立図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日	
静岡市立中央図書館 静岡市立南部図書館 静岡市立御幸町図書館 静岡市立清水中央図書館	(1) 図書整理日(毎月の第4水曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。) (2) 図書館資料点検期間(6月中の10日間以内の範囲において教育委員会が定める期間)に属する日	(1) 施設管理日(毎月の第2月曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。) (2) 国民の祝日の次の平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日以外の日)
静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館 静岡市立清水興津図書館 静岡市立蒲原図書館 静岡市立中央図書館麻機分館 静岡市立中央図書館美和分館	(3) 12月28日から翌年の1月5日までの日	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日

(入館等の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、入館若しくは利用を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 市立図書館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(静岡市立中央図書館等の施設の利用)

第7条 教育委員会は、特に必要があると認める場合は、静岡市立中央図書館、静岡市立南部図書館、静岡市立西奈図書館、静岡市立長田図書館、静岡市立北部図書館、静岡市立清水中央図書館及び静岡市立蒲原図書館の会議室その他の施設(以下「静岡市立中央図書館等の施設」という。)を利用させることができる。

2 静岡市立中央図書館等の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 静岡市立中央図書館等の施設の利用日数は、1日とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを延長することができる。

4 教育委員会は、利用の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可等)

第8条 教育委員会は、第6条各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による許可をしないことができる。

2 教育委員会は、前条第2項の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 前条第4項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、静岡市立中央図書館等の施設の利用を終わったとき、又は第8条第2項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 市立図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、静岡市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(5) 市民

4 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、静岡市立北部図書館に関する規定は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市図書館条例(昭和44年静岡市条例第48号)又は清水市図書館条例(昭和39年清水市条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 第12条第2項の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日(以下この項から附則第5項までにおいて「編入日」という。)から編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間は、同項中「10人以内」とあるのは、「11人以内」とする。

4 第12条第3項本文の規定にかかわらず、編入日以後最初に任命される委員の任期は、編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間とする。

5 編入日の前日までに、編入前の蒲原町立図書館条例(平成2年蒲原町条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成15年12月24日条例第353号)

この条例は、公布の日から起算して180日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第12号で、教育委員会規則で定める日を平成16年6月13日とした。)

附 則(平成16年3月25日条例第56号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月6日条例第67号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第19号で、教育委員会規則で定める日を平成16年9月17日とした。)

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第162号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第243号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 静岡市図書館条例の一部を改正する条例(平成17年静岡市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に2条を加える改正規定中「

静岡市立清水中央図書館	午前9時30分から午後7時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、
静岡市立清水興津図書館	午後5時までとする。

」を「

静岡市立清水中央図書館	午前9時30分から午後7時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、
-------------	--------------------------------

静岡市立清水興津図書館 静岡市立蒲原図書館	午後5時までとする。
--------------------------	------------

」に、「

静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日
--	----------------------

静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日 (当日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月4日 (当日が月曜日に当たるときは、その翌日) までの日 (5) 図書館整理日 (毎月の第3火曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、当該日の属する月の第2火曜日とする。) (6) 図書館資料点検期間 (2週間以内の範囲において教育委員会が定める期間) に属する日
----------------------------	---

」を「

静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館 静岡市立蒲原図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日
---	----------------------

静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日 (当日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月4日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日) までの日 (5) 図書館整理日 (毎月の第3火曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、当該日の属する月の第2火曜日とする。)
----------------------------	---

(6) 図書館資料点検期間(2週間以内の範囲において教育委員会が定める期間)に属する日

」に改める。

附則第3項中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第4項中「第10条第3項本文」を「第12条第3項本文」に改める。

附 則(平成18年3月24日条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月31日条例第89号)

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第39号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成20年教委規則第15号で、教育委員会規則で定める日を平成20年6月13日とした。)

附 則(平成21年3月13日条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成21年教委規則第17号で、教育委員会規則で定める日を平成21年9月5日とした。)

附 則(平成24年3月23日条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の静岡市図書館条例第12条第3項第5号及び同条第4項の規定は、この条例の施行の日以後最初に協議会の委員(補欠の委員を除く。)の委嘱又は任命が行われる日から適用する。

附 則(平成30年1月31日条例第5号)

この条例は、平成30年2月10日から施行する。